

平成二十四年三月二十一日受領
答弁第一三三二号

内閣衆質一八〇第一三三二号

平成二十四年三月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員高市早苗君提出政府主催行事に於ける天皇皇后両陛下の御臨席に際しての礼儀作法等に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出政府主催行事に於ける天皇皇后両陛下の御臨席に際しての礼儀作法等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府主催等により実施する式典における天皇皇后両陛下の御臨席等の際の参列者の所作については、式典の趣旨や参列者、これまでの前例等を総合的に勘案して適切に決定しており、客席の参列者を着席とするものが比較的多いが、起立とするものもあるところである。

もとより、野田内閣としては、日本国憲法の定める象徴天皇の制度の下、天皇皇后両陛下に尊崇の念を保持して対応しており、平成二十四年三月十一日に国立劇場において実施した東日本大震災一周年追悼式における天皇皇后両陛下の御臨席等の際の参列者の所作については、内閣府が宮内庁とも十分に協議を行った上で、参列者を着席とすることとしたものである。